

# 大阪・関西万博 兵庫県ゾーン及びひょうご EXPO TERMINAL 等への誘客促進業務 仕様書

## 1. 目的

2025年に開催される大阪・関西万博（以下、「万博」という。）に併せて、兵庫県では、兵庫県ゾーン（関西広域連合が出展する関西パビリオン内の県独自展示スペース）及びひょうご EXPO TERMINAL（兵庫県立美術館 ギャラリー棟3階 ギャラリー）において、県内各地への誘客に繋げるため、兵庫県が有する多彩な魅力を発信することとしている。

本業務は、上記2拠点への誘客をはじめ、兵庫県が実施する万博関連施策のプロモーションの実施や「EXPO2025 デジタルウォレット」サービスと連携したデジタルスタンプラリーを運営することを目的とする。

## 2. 委託業務の概要

### (1) 業務名

大阪・関西万博 兵庫県ゾーン及びひょうご EXPO TERMINAL 等への誘客促進業務

### (2) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

## 3. 業務内容

### (1) 誘客関連業務

兵庫県ゾーン及びひょうご EXPO TERMINAL への誘客促進を実施すること。

- ア 広報ツールの制作（企画・デザイン等を含む）及び掲示に必要な手続き
- イ 交通広告、ポスター掲示、チラシ配布、SNS等を活用した情報発信
- ウ 各種イベントへのブース出展による情報発信
- エ 啓発品の企画・製作
- オ 学校団体の校外学習等によるひょうご EXPO TERMINAL への来訪促進施策の検討・実施
- カ 主要駅等から兵庫県立美術館への実現可能な交通アクセスの検討

### (2) 万博施策の広報・プロモーション業務

兵庫県が実施する万博施策を一体的かつ戦略的にプロモーション等することで、認知度向上を図ること。

#### 【主な万博施策】

ひょうごフィールドパビリオン、兵庫県ゾーン等での展示、ひょうご EXPO week、ひょうご EXPO 41、ひょうご EXPO Dream Builders など

- ア 広報ツールの制作（企画・デザイン等を含む）及び掲示に必要な手続き
- イ 交通広告、主要施設のデジタルサイネージ、SNS等を活用した情報発信
- ウ 各種イベントへのブース出展による情報発信

(3) 「EXPO2025 デジタルウォレット」 サービスと連携したデジタルスタンプラリーの運営

<デジタルスタンプラリーの概要(案)>

・SDGs 体験型地域プログラム (ひょうごフィールドパビリオン) の参加者並びに兵庫県ゾーン及びひょうご EXPO TERMINAL を訪問した人に SBT(※1)を配布 (各会場に読み取り用 QR コードを設置)

・SBT 獲得者に対して、ランク(※2)に応じた賞品を先着順及び抽選でプレゼント

※1 他人に譲渡出来ない NFT

※2 A~C の3段階のランク制度 (SBT 獲得数の条件等をクリアすることによりランクアップ)

ア 運営事務局の設置・運営

イ SBT のデザイン制作

ウ QR コードポップ等の制作・設置

エ 交通広告、ポスター掲示、チラシ配布、SNS 等を活用した情報発信

オ 賞品の手配

(4) 記録写真、映像の撮影

(5) その他

ア 事故等の不慮の事態に備え、業務実施にあたって必要な保険に加入すること。

イ (1) から (5) までの業務にあたって、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 (以下、「博覧会協会」という。) をはじめとした関係機関と必要な調整を行うこと。

ウ 県からの求めに応じ、業務に係る打合せを行い、議事録を作成すること。

エ 上記の業務内容のほか、県との協議において決定した業務を実施すること。

#### 4. 業務内容についての留意事項

(1) 複数の広報媒体を組み合わせ、幅広い層に向けた広報・誘客施策を展開すること。

(2) 認知拡大だけでなく、実際の来場につながる効果的な施策を検討すること。

(3) 兵庫県ゾーンとひょうご EXPO TERMINAL の相互送客に向けた施策も検討すること。

(4) 万博会場への来場者を兵庫県ゾーンへ誘客する施策も検討すること。

(5) 兵庫県立美術館及び近隣施設への来場者をひょうご EXPO TERMINAL に誘客する施策も検討すること。

#### 5. 成果品

(1) 業務終了後は、下記成果品を提出すること。

成果品は提出を受け、検収に合格した後に引き渡しを受けるものとする。

ア 業務実施報告書 5部

イ 上記アにかかる電子データ 一式 (PDF データ及び編集可能な元データ)

ウ 記録写真・映像データ 一式

## 6. 著作権

- (1) 受託者は、成果品に使用するすべてのものについて、必ず著作権等の了承を得て利用すること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (2) 本業務実施に伴う成果品及び成果品に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、兵庫県に帰属し、本業務終了後においても兵庫県が自由に無償で使用できるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

## 7. その他要件等

- (1) 受託者は、契約後速やかに具体的な実施内容を企画・検討し、県と協議した上で、業務実施に係る業務計画書を作成し、県の承認を得るものとする。
- (2) この仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託事業者が負担すること。
- (3) 受託者は、本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。
- (4) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、県の許可無く他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議上、決定するものとする。